

**大分市自治基本条例検討委員会
第6回 市民参加・まちづくり部会 議事録**

日 時 平成22年 3月31日(水) 9:32～11:27

場 所 大分市役所議会棟 3階 第3委員会室

出席者

【委員】

秦 政博 部会長、日小田 良二 副部会長、松尾 直美 委員、永岡 昭代 委員、
竹本 和彦 委員、葛西 満里子 委員、徳丸 修 委員、小出 祐二 委員 (計8名)

【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同専門員 姫野 正浩、
同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主任 阿部 美剛
(計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司)市民協働推進課主査 安東 孝浩、
選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、広聴広報課主事 小野 貴史(代理出席)
(統括者、副統括者を除く:計3名)

【オブザーバー】

法制室主任 牧 俊孝

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開会
2. 議事
 - (1)項目(条文案)の検討について
 - (2)第11回全体会への提出議題について
 - (3)その他(次回開催日程等)

< 第6回 市民参加・まちづくり部会 >

事務局

皆様、おはようございます。

ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会 第6回市民参加・まちづくり部

	<p>会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、事務局から先日、事前に郵送等いたしました資料につきまして、若干、説明をさせていただきます。</p> <p>皆様、事前に送られた資料は、お持ちいただいているということで、よろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
事務局	<p>では、まず、配布（参考）資料 をご覧ください。この資料につきましては、前回、お話のありました「都市内分権・地域自治区」につきまして、事務局なりにまとめた資料でございます。</p> <p>「１．【都市内分権】、【地域自治区】について」ということで、「都市内分権・地域自治区」の言葉の定義を表記いたしております。「都市内分権」につきましては、「相模原市における都市内分権に関する研究最終報告書」、平成１７年３月と少し古いですが、その報告書の用語解説の部分を抜粋しております。読み上げさせていただきますが、「本報告書では、『市民がより満足できるまちを目指し、都市の内部において、分権を進めて、市民と行政が協力してまちづくりを進める上での効果的・効率的な仕組みづくりをすること』と定義している。具体的には、市民が主体的に、身近な地域の課題の抽出と解決に向けて取り組むことのできる仕組みづくりや、その仕組みに的確に対応し、身近で総合的な行政サービスを提供する拠点としての地域行政体制の整備を行う取り組みなどをいう。」という形で記載されております。また、次の「地域自治区」につきましては、こちらはインターネットのフリー百科事典、ウィキペディアからの抜粋にはなりますが、「地域自治区は、市町村が、その区域内の地域に、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため設置する自治・行政組織の一つ。 地方自治法第２０２条の４以下で規定されるものと市町村の合併の特例等に関する法律第２３条以下で規定されるものの２種類がある。」という形になっております。なお、「地方自治法上と合併特例法上との違いについて」であります。 「地方自治法上の地域自治区は、法人格は有せず（合併特例法上は有する）あくまでも市町村内の組織であり、恒久的なものとされ、設置期間の定めはない」というふうになっております。</p> <p>次に、「２．地域自治区設定自治体における自治基本条例制定状況について」の「（１）制定状況について」ですが、ホームページにおいて検索した自治体数につきましては、先程のインターネットのフリー百科事典、ウィキペディアにて把握した自治体と、後は、最近にはなりますが、横須賀市が中核市以上を対象に行いました「都市内分権等に関するアンケート調査」の結果報告書にて把握もいたしております。内訳としましては、もうすぐ指定される相模原市を含めた政令指定都市が１９、中核市が５、市が３７、町が８と、合わせて６９の自治体を調査いたしました。その内、自治基本条例を制定している自治体数としましては、１７自治体がございました。まず、資料においても点線の枠で囲んでおりますとおり、 の政令指定都市が４つございまして、札幌市、川崎市、静岡市、北九州市となります。なお、北九州市につきましては素案の段階でございます。次に、 の地方自治法上の地域自治区を設定している自治体数が７つございまして、豊</p>

田市、名寄市、宮古市、花巻市、南相馬市、上越市、飯田市となり最後に、の合併特例法上の地域自治区を設定している自治体数が6つございまして、岐阜市、石狩市、奥州市、柏崎市、加賀市、坂井市となっております。次に、2ページ以降のA3の資料になりますが、「(2)『都市内分権・地域自治区』に関する他都市の条例やその考え方等について」ということで、それぞれの市が制定しております自治基本条例の条文や解説書などから、該当する箇所を抜き出した資料でございます。細かくは説明をいたしません、すでに目を通していただいておりますので、もうお分かりかもしれませんが、青字の部分と赤字の部分という形で、事務局なりに文字に色を付けさせていただいております。青字の部分につきましては、いわゆる「区を設けて」とか、「区を拠点として」などの単位に関することや、後は、「行政サービスを提供する」でありますとか、「活動を支援する」といった内容の部分になります。また、赤字の部分につきましては、「必要な組織、機能等の整備及び予算の確保」という形で、いわゆる「地域に権限や財源を下ろしていく」といった内容を明確に表記してある部分となります。したがって、2ページ目は 政令指定都市の状況、3ページ目が 地方自治法上の地域自治区を設定している自治体の状況、次の4ページ目が 合併特例法上の地域自治区を設定している自治体の状況でございます。そして、最後の5ページ目につきましては、これはもう参考と言いますか、事務局が独自に作成した資料になります。法律上の地域自治区を設定していない自治体の条文やその考え方ということで、名張市、池田市、松阪市、明石市の4市の該当する箇所を抜粋いたしております。見てお分かりだと思いますが、法律上の地域自治区を設定していない自治体につきましても、考え方と言いますか、はっきりと「事務事業の一部を当該組織に委ねることができる」、「経費等について必要な措置を講じなければならない」といった、具体的に権限や財源を下ろすような表記もあれば、「まちづくりを支援する」といった表記に留めているところもあるのが、現状のようでございます。以上、この資料につきましては、これからの条文案の検討において、「都市内分権・地域自治区」の項目を検討する際のご参考にしていただければと思っております。

次に、配布(参考)資料 をご覧ください。この資料につきましては、前回の第5回の部会において、ご指示のありました条文案について、たたき台として事務局が作成したものであります。既に目を通していただいておりますが、本部会において検討していただいている項目毎に、1枚ずつ整理をさせていただいております。簡単に、資料の構成等を説明させていただきますが、検討項目の表記が一番上にございまして、次に、条文案ということで、事務局がたたき台として作成をいたしております。次に、考え方等といたしまして、それぞれの条文案に対応する基本的な考え方などを表記いたしております。また、考え方等の中には、必ず四角の枠で囲んでありますが、参考とした条例ということで、前回の部会において配布いたしました資料にありますとおり、どの他都市の条文を参考しているのか、ということが分かるように表記をいたしております。次に、部会での意見等ということで、今までの部会でのご議論において、該当する項目毎にご意見を抜粋させていただいております。なお、申し訳ありませんが、後ろの方でございます「協働の推進」と「都市内分権・地域自治区」につきましては、資料作成の都合上、条文案のたたき台を作成する際に、参考とさせていた

だきました主なご意見につきまして、抜粋をさせていただいております。そして、最後には、課題等についてということで、事務局と言いますか、担当の私なりに、このたたき台を作成する際に感じた疑問点でありますとか、今後、少し整理をしていかなければならないと思っていることなどにつきまして、表記をさせていただいております。簡単にご説明をさせていただきますが、検討項目の「市政への住民参画」につきましては、課題等としまして、札幌市や熊本市では「青少年・子どもの参画」というのが条文として規定されておりますので、本市としてはどうするのか、なお、話がそれるかもしれませんが、この部分につきましては、一昨日に行われました市民部会におきまして、「青少年・子どもの権利」ということで、「市民の権利」の中の一環としまして、ご検討をいただいております。したがって、本部会でもご検討をいただく中、最終的には、素案として全体を並べた段階で、改めて他の部会との整合性と言いますか、調整をさせていただければと思っております。以上、これらの構成につきましては、それぞれ検討項目毎に作成をさせていただいておりますし、特に、本部会にて熱心にご議論をいただいております、「協働の推進」、「都市内分権・地域自治区」につきましては、第10回の全体会における市長発言も抜粋して、表記いたしております。

本日は、この配布（参考）資料を基に、ご議論をいただければと思っておりますのでございます。

最後に、来週、4月6日（火）の午後2時から、保健所6階の大会議室におきまして、第11回の全体会議を予定させていただいております。この会議では、自治基本条例の最高規範性の問題など、根幹に関わる部分について、今一度、全体での意思統一が必要であることのご意見がございましたことから、先日、急ではございますが、日程調整をさせていただいたところでございます。つきましては、ご出席のほど、よろしく願いいたします。

それでは、以後の進行を、部会長、よろしく願いいたします。

部会長

事務局から、前段の説明がありました。

改めて、皆さん、おはようございます。

例によって、早朝からで、大変ご苦労様でございます。

今日の議題の中心は、それぞれの条文のたたき台についての議論ということになる訳でございますが、その前に幾つかですね、少しご意見を賜りたいと存じますが、今、「都市内分権・地域自治区」に関する配布資料の件につきまして、後程また、具体的な議論にはなろうかと思いますが、今の事務局の説明に対して、何かご質問、あるいはご意見はございませんか。

副部会長

少し分からないところがありまして、すみませんが、配布（参考）資料の2ページ、条文案のたたき台の資料になりますが、そこに「法令に基づき設置する附属機関のほか」ということで、ここの検討項目の方では「審議会等」と書いてありますが、実際の附属機関との関係というのはどうなんでしょうか。

法に基づいた附属機関とその審議会等との関係ということで、例えば今、現実に教育委員会とか農業委員会とかは、それぞれの実態に任せるという考え方が一つあるようで、教育委員会を設置するしないもその自治体の判断だという考え方になりつつありますので、そうした考え方とこの附属機関との関係について、法

	<p>律上の部分と、その今、仮定の話をして申し訳ないんですが、少しその捉え方について、どういうふうに捉えて良いのか、単純に「審議会」とかいうだけで良いのかどうか。</p>
事務局	<p>今、事務局で整理しておりますのは、現在の法体系の中で、当然、今の段階では教育委員会の設置は必置だと思いますので、教育委員会は執行機関の一つとして捉えております。</p> <p>ここで言うております「附属機関」というのは、いわゆる諮問機関とか、法律、政令等、条例も含め根拠のあるものを「附属機関」ということで整理をいたしまして、いわゆる要綱等、この検討委員会もそうですが、ご意見をいただくために法律等には根拠がないけれども、任意で設置していると言いますか、そういうものが「附属機関」と申しますか、ここの条文案では「懇話会など」という中に含め整理いたしております。</p>
副部長	<p>要は、「審議会」ということだけで良いかということで、この検討項目では「審議会等」と書いていますので、そういう捉え方で良いんですかね。</p> <p>まあ法的というのは、一切その時その時で変わるから、その状況によってまた判断すれば良いということで。</p>
事務局	<p>今現在、必置のものについては、この対象ということではないということで考えております。</p>
副部長	<p>そういうことなら、はい、分かりました。</p>
部長	<p>先程申し上げたことと少し違う話が突然出たんですけれども、他に何かございませんか。</p> <p>それでは、なければですね、もう一つご意見をいただきたいと思っておりますけれども、前回の部会で、「参加」と「参画」という言葉について、その違いと言いますか、考え方をどうするのかというご意見が寄せられましたので、これは全員が揃った時にですね、その言葉の中身を検討しながらどう言葉を使うのが良いのかとか、あるいは場面場面で「参加」という言葉が良いのか、「参画」という言葉が良いのかなどの議論をしましょう、ということで終わったと思うんですけれども、このことについて少し整理をしておきたいと思っておりますが、委員さん、もう一度ご意見をお願いできますか。</p>
委員	<p>はい、すみませんが、「参加」は今までの何か主体に付いていく、行政に沿っていきましょうというイメージになるんですが、「参画」は自分達がしながら一緒に企画して進むような、対等な感じになると思ったんです。</p> <p>意図的に「参画」とした方が、自分達がしないといけないという感じで、「参加」だったら半分は行政に任せても良いようなイメージになるかと。</p> <p>なので、条文的には「参画」にした方が私は良いと思ったんですが。</p>
部長	<p>はい、というご意見でございますが、ちなみにですね、今日配られた配布（参</p>

	<p>考)資料 のたたき台の「課題等について」のところで、「青少年・子どもの参画」という言葉を使っておるようでございますけれども、場面場面で使う要素が違う場面が出てくると思いますが、基本的にはどういう考え方をこの部会としてはした方がよろしいか、委員さんからそれぞれご意見をいただいて、まとめをしたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>基本的は、委員さんがおっしゃられたように、「参画」という言葉を使った方が良いと思いますけれども、一般の方からすると、場面場面で全部「参画」にすると、少し無理がある場面が出てくるのではないかと思われるので、そこら辺は臨機応変にして、基本的には「参画」という言葉を使うのがよろしいかと、個人的には思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>「参画」という言葉も随分前から使われてきていまして、徐々にと言いますか、殆ど私達の活動の中では「参加」よりも「参画」、皆さんにいか「参画」してもらおうかということを考えて活動しておりますので、前からこのような感じを持っていましたけれども、これから先は、もっともっと皆さんが自分達のこととして、その地域のことを捉えながらやはり積極的に関わっていくことが必要になってくると思うので、「参画」という言葉が良いと思います。</p>
<p>副部長</p>	<p>市民から見た、いわゆる市民の皆さんが、その「参加」と「参画」が現実に条文として出てきて市民意見交換会等をした時に、どう判断するのかなということだと思うんですが、何か「参画」というイメージからすると、何か自分達で起こさないといけない、いわゆる義務の部分の一つであると少し構えてくる可能性があるんじゃないかと、ただ、我々は「参画」という位置が分かっている定義付けが出来るんですが、なかなか市民の皆さんが「市民参加」ということに慣れていきますから、「参画」という言葉にどう反応するかが少し分からないところがありますので、市民の皆さんの色々な声を聴いていく必要があるとは思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>市民の立場からしたら確かに「参画」と言われると、どう捉えてくるのかなというのは、まあ普通は「参加」で理解していると思いますし、僕も市民の立場として自分が思う時に、「参画」と言われると少し構えるということで、少し馴染みがきついかと思います、条文の議論は後程するということで。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、基本は住民と一緒に考えながらしていこうということの「参画」が基本ベースにはあると思うんですが、ただ、その意味は副部長さんが言われたとおり、「参画」と言われると、一般市民としては自分たちも何かしないといけない、絶対考えないといけないという義務付けとして受け取り、構える部分が出てくるので、その辺を条例の中に上手くこう活かしていくような、一人ひとりがしっかりした考えを持って「参加」をしていかないといけないよ、ということを謳った上での「参画」であれば、分かり易いと思うんですが、最初から「参画」という言葉がくると、えっどうすれば良いの、というのが一般市民の立場かなと思います。</p>

委員	<p>はい、あまり意味が無いような気がしますが、一般的には行政は「参画」という言葉を使って、条例とかの規定上の文言としては使っているケースが多いのではないかと思います。</p> <p>条例等で規定する場合には、基本的には前後の文脈を読み込み中で、「参加」が良いのか「参画」が良いのかという判断もあろうかと思うんですが、それ以上の意味があるとすればですね、「参画」にはいわゆる行政が主体ではありません市民が主体なんですといった意思の問題を、行政が条文に反映させたいという意図があるのではないかと感じていますが、あまり言葉自体をどちらがどうだというような必要性は、私はあまり感じていないんですが。</p>
部会長	<p>はい、それぞれのご意見をいただきましたが、これを一本にまとめるということにはなかなかならんような気がいたしますけど、私はですね、基本的に例えば自治基本条例を作ること自体は非常に能動的な、市民にとっても能動的な行為であると思いますんで、やはり基本は一緒にやろうじゃないかというような意思が、そこに反映されておるとお思いますので、単純に「参加」とするよりも、やはりある一定の意思がそこに貫かれていると考えた方が良くかと、それを市民の皆さんにご理解をいただくというのが良いのではないかと、まあ私は個人的な意見を思っておりますが、先程からございますように、「参画」の意味も良く分かるんだけど、市民の受け止め方がどうかということもありますので、部会としては、この条文を作った中で市民のご意見を伺う場、その中でこの問題に対して少しばかり声をいただくというような、そういうまとめ方でどうでしょうか、良いですかね。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>では、そういったことでまとめさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、今日の本題に入って参りたいと思いますけれども、まず、検討項目のたたき台ですね、条文案のたたき台でありますけれども、「市政への住民参画」ということで、今日はこの資料の全部は出来ませんので、行けるところまで行くということにしたいと思いますけれども、あまりゆっくりも出来ませんで、6月の始め位までにはまとめてしまわないと後の色々な作業がまだ続きますので、行けるところまで出来れば行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>では、「市政への住民参画」という検討項目についての条文案について、事務局の方から具体的に説明をしてください。</p>
事務局	<p>はい、それでは配布（参考）資料 につきまして、順番にご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、「検討項目 : 市政への住民参画」という検討項目でございますが、条文案のたたき台としまして、読み上げさせていただきますが、「市政への市民参画」としまして、「第 条 市は、市民参画に関する市民の権利を尊重しなければならない。」「2 市は、市民参画に関する市民の権利が容易に行使されるようになるための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。」とい</p>

うたたき台を作成いたしております。

「考え方等」につきましては、市政への参画を広い範囲で捉えた方が良いのではないかと考え、「住民参画」については「市民参画」という表記をさせていただいております。第1項につきましては、「市民総参加の原則」ということで、こちらにつきましては今、理念部会において「基本原則」の検討を行っておりまして、その部分にこの内容が謳われるということになっておりますことから、この「市民総参加の原則」に基づきまして、市民の参画する権利を尊重することを市の、ここは語尾に合わせた表記をいたしておりますが、市の強い義務と規定いたしております。第2項につきましては、市民の主体的な参画を促すためにも、市民参画に関する仕組みを、市民が分かり易く、また利用し易い仕組みとして整備し、併せてその内容等の周知を図ることを市の、いわゆる強い義務まではいきませんが、市の訓示的な義務として規定させていただいております。参考とした条例につきましては、上越市自治基本条例の第33条、「市民参画」という項目を参考とさせていただいております。その下に補足としまして、「市民の定義」につきましては、理念部会のご議論では「限りなく広い範囲で捉える」、市民部会のご議論では「『市内に住所を有する人』、『市内で働く人』、『市内で学ぶ人』と大きく定義し、この中には、団体や事業者も『働く人』に含むとして広い範囲で『市民』を捉えることとした」ということでございます。また、先程の「市民総参加の原則」につきましては、理念部会でのご議論の経過ですが「性別、年齢を問わず、全ての市民がまちづくりに参加する」ということでございます。

「部会での意見等」につきましては、条文化に関する具体的なご意見は無かったものということで、事務局の方では認識をいたしております。ただ、三角の印を付けて記載いたしておりますが、「『住民参画』と『協働』について、項目を一つにまとめるという考え方もあるのでは」、また、「『住民参画』は、市民意見をどう市政に反映させるかということであり、『協働』は、あくまでも住民が主体性を持ってまちづくりを行うなど、そうした行動の指針を表すことになるのでは」というご意見が寄せられておるところでございます。

一番下の「課題等について」につきましては、先程少し例として挙げさせていただきましたが、他都市の事例では、札幌市、熊本市にはなりますが、「青少年・子どもの参画」を規定しておりますので、この部会としてはどうするのか、仮に規定する場合は、この条文に謳い込むのか、別条文とするのかということも併せてご議論いただければと思います。また、このことにつきましては、先程冒頭にて、少しお話をさせていただきましたが、現在、「市民の権利」の中の一環として「子どもの権利」という項目立てをしてご検討がなされておるといような状況もございますので、そちらの状況も踏まえてご検討いただければと思っております。次に、「市民参画」の定義付けについて、きちんと定義付けするのかどうかご議論をいただければと思います。次は、先程の「部会での意見等」でもございました「市政への市民参画」と「市民協働の推進」の項目を一つにまとめるのかどうか、そして最後に、語尾の表現と言いますか使い方につきましては、少しご議論をいただければと思っております。

簡単ではございますが、「検討項目 : 市政への住民参画」につきましては、以上でございます。

<p>部会長</p>	<p>はい、条文案として、「市政への市民参画」ということで、まあこれも「参加」か「参画」かという話がありますけれども、市民参画として二つの文で規定、案として出ておりました、この案を事務局が作る時の考え方については、その「考え方等」で今の説明のとおりであります、文言の一つひとつ、細かい文言を何か虫眼鏡を見るような形で考えていくのではなくて、全体の主旨はこれで良いかということでご議論をいただければと思うんでございますけれども、その「考え方等」と下の「課題等について」というのが議論の対象になると思いますが、まずは「考え方等」につきまして、どうでしょうか、三つほど出てありますが、「住民参画」を「市民参画」とした、そして、第1項の考え方、第2項の考え方、良いですか。</p>
<p>委員</p>	<p>何か僕は、この条文という重い雰囲気になりますんで、「市民参加を図らないといけない」みたいに軽くするようなことは議論になるんですか。</p> <p>要するに、「権利を尊重」というような、また下もそうですけど、「市民の権利が容易に行使される」、僕としてはその一部の人の発言、これが大きく影響してくるようなことではなくて、総意的な部分をどう汲み取るのか、それをまちにどう反映させるのかという感じの大きなところで良いのかなと、あまりこう権利だ何だというようになると、まあ個人的なんですけど、だから、これが全体の枠組みがしっかりとしないといけないということが、その枠組みとしてこれが重要なんだという考え方だとすると納得するんですけど、まあ僕は平たく「市民参加を図る」という感じでも良いかと、少し思ったところもありますので、どうでしょうかということです。</p>
<p>部会長</p>	<p>委員さんからの、そういうご意見でございますが、何かございませんか。</p>
<p>副部会長</p>	<p>関連で良いですか。</p> <p>例えばですね、検討項目、この検討項目に「市政への住民参画」、当たり前のことなんですけど、その条文の中には当然その括弧書きとして（市政への市民参画）という形ですけれども、何かこう形を作ってしまったという、市民が市政へ参画しなければならないというイメージがこの中に出てくるんですけど、「まちづくりへの参画」としたらまた雰囲気がガラッと変わるんですけど、そういうイメージと、あの今の部分からは少し飛ぶんですが、以前、「市民参加」と「市民協働のまちづくり」ということで話をしたと思うんですけども、ここの事務局の案とすれば、「市民参画」と「市民協働の推進」ということで、二つ挙げているんですけど、どこがどう違うんですかと聞かれた時に、そのなかなか難しい部分があると思うんで、本当はここは「市民参画」も「市民協働の推進」も一緒に項目を起こしてですね、市民に対してもっと分かり易くと言いますか、市民とすれば分かり易いのではないかと私は思うんですけど。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、今のご意見は、下の「課題等について」の中の三番目の米印に、『市政への市民参画』と『市民協働の推進』の項目を一つにまとめるかどうか」という、そうしたところのご意見ですね。</p> <p>二つほどご意見が出ましたが、どうぞ、ご自由にご意見をお出しください。</p>

事務局	<p>委員さんのご意見は、少し何か最初から重い雰囲気ということでございましたけれども、この辺は事務局として、全体として他都市の例はどうなんですか。</p> <p>はい、他都市の例としましては、前回の第5回の部会にてお配りしました資料をご覧いただきたいと思いますが、基本的にはいわゆる法律用語ではございませんが、そうしたきちんとした法令、条例のような表現のところもあれば、熊本市のようにいわゆる「です、ます調」の丁寧体のような表現のところもございますので、あくまでも事務局としてたたき台を作成する上では他都市の条例を参照させていただきましたので、まずは「参画」という表現をさせていただき、また、条文案自体を検討する際はどうしても行政側でありますので、ある程度、条例というスタイルや言い回しをベースとして作成をさせていただいております。</p> <p>このことにつきましては、ある意味、全体会でご検討いただく内容になるのではないかと考えておりますので、そこでのご議論としまして、「です、ます調」のような少し分かり易い表現にということになりますと、そうした表現にこのたたき台を修正させていただきますし、また、部会でのご議論次第だとは思っておりますが、もう少し「権利を尊重」などの表現を謳わないということでご指示をいただければ、そうした内容にたたき台を修正させていただき、改めてご提示をさせていただく中、再度、ご議論をするような、今後もそういったやり取りを繰り返しながら、条文案を詰めていただければと思っております。</p> <p>したがって、今回ご提示をさせていただいておりますのは、あくまでも一つの例としてのたたき台となりますことから、後は皆様のご議論の部分と先程の「です、ます調」のような課題につきましては全体会のご議論を踏まえ、ご検討を進めていくということによろしいのではないかと考えております。</p>
部会長	<p>はい、やはり条例というのは、条例スタイルになっていくと思いますので、この辺は法律的な作業なんで、ある程度はやむを得ない部分もあると思いますので、まあそこは他の部会との整合性も必要かと思いますが、一応、条例という中身の中で考えた時に、そういう色が出てくる部分はやむを得ない部分があると思います。</p> <p>特にその中でですね、重いというお話の中で、その「権利の尊重」というところが重い部分になるのかなと思うんですけども、これどうですか。</p>
委員	<p>簡単なことなんですけど、一番下の「課題等について」に、検討の際の参考として語尾の「～しなければならない」、「～するものとする」とありますが、ここは「市は、しなければならない」になるかと思うんですよ、「～するものとする」だとしても良いみたいなイメージが少しあるから、先程も市がするのであれば、「権利を尊重しなければならない」でないと悪いかなと思うんですけど、「～するものとする」だと何かしなくても良いような場面が出てくるイメージが起りますんで、やはり市がすることは、「～しなければならない」の方が良いと思います。</p>
部会長	<p>話が下の方に行きましたけれども、事務局、これは、ここで方向性を出す必要がありますか。</p>

事務局	<p>はい、考え方にはなるかと思いますが、今、委員さんがおっしゃられたような、「市が」と言いますか、ある意味、主語につきましてはどちらの視点に立つのかという問題はございますが、市がやらないといけないというご意見なのか、そうは言いますが、例えが悪いかもしれませんが、現実的に市がすることが難しいので、そうしたことを努力すべきではないかというご意見なのか、そうした色々な視点を踏まえご議論をいただけますと、そのご議論に沿った形に修正をさせていただければと思っておりますので、委員さんがおっしゃられたことが本部会の総意ということであれば、このたたき台のとおり表現になるかと思えます。</p> <p>後はまた、この部分のご議論につきましては、全体の条文でありますとか、その条文自体の作り方、先程の「です、ます調」も関係いたしますが、そうしたことを踏まえ、最後は調整と言いますか、事務局の方で申し訳ありませんが作業をさせていただき中で、また、皆様にご確認をさせていただきという、ですからあくまでも条文案のたたき台の検討においては、部会としての想いと言いますか、きちんとこれは市が積極的にしなければならぬという形のご意見をいただけるのであれば、そうしたご意見に沿う形にさせていただきますし、ただ、そうは言いますが実際に市の対応が難しいということになりますと、それはこういうことで難しいとご説明をさせていただいた上で修正をさせていただければと思っております、そういうやり取りを繰り返しながら詰めていただければ良いのではないかとと思っておりますので、今日は、本当にご議論の始まりであり、ある程度、色々なご意見をいただき中、事務局としましても整理、作業をさせていただければと思えます。</p>
部会長	<p>はい、一番下の表現の方法、表記の方法等の話が先に行ってしまいましたけれども、その辺からもう少しご意見をいただきましょう。</p>
委員	<p>話を先程の委員さんからの「市民の権利の尊重」が重いという話に戻しますが、「市民の権利の尊重」と言われると、何が権利なのかと一市民としては少し考える部分とかもあるんで、あくまでここが「市政への市民参画」ということに関しての項目なので、「市は、市政への市民参画を保障しなければならない」とか、そう言われた方が分かり易く、一般市民としては受け止め易いと思うんですけど。</p>
部会長	<p>さあ、どうですか。 今のご意見、委員さん、どうですか。</p>
委員	<p>はい、素晴らしいの一言だと思います。 私も正直、そう思いますね、「権利」となると反対の「義務」を考えてしまいますので、ですから「保障します」というような表記の仕方なら、ああそうなのかというようなことで入り易いと思います。 良い意見だったと思います、率直に。</p>

委員	<p>これは大人ばかりが見る訳じゃないですよ、やはり条例は。 青少年のお母さん達などが見て、どんな想いでこれを受け止めるのかと思ったら、やはり凄く強すぎる、権利とか義務がばあっと表面に出て、凄く強く感じるんですね、だから、この辺の文言がもう少しどうにかならないかと。</p>
副部長	<p>「市政への住民参画」、自分達が主人公である、市民が主人公であるという観点から考えた時に、当然の権利は権利としてこれがある訳ですから、自分達が主人公でなければならないという意識付けを、やはり市民に持ってもらうということが一番大事かなと思います。</p> <p>そうなりますと、何かこう「市政への」というと硬くなってしまいうんで、「まちづくり」であればすんなり入れるような気がして、だから「まちづくりへの参画」、「まちづくりへの参加」とかというのがイメージとしては、私としては馴染むのではないかと考えていまして、「権利」とか色んな「義務」とかをあまりどんどん出しだすと、なかなか難しい部分があると思います。</p>
部長	<p>はい、今、二点出ましたが、先程の「権利」の関わる部分と、それから「市政への」というのを「まちづくりへの」というような、もう少し柔らかい表現は出来ないかということですね。</p> <p>では、委員さん、どうですか。</p>
委員	<p>僕は最初から「です、まず調」に捉えたけど、重いというのは「権利を尊重」のことを言った訳で、まあそれを少し今アイデアが出たから、まあ良いなと思っていますところですよ。</p>
委員	<p>私は行政に長く居るもんですから、頭が固くなっていると思っていますんですが、出来るだけ表現を柔らかくというのは同感で、往々にしてですね、行政マンがこういう条例案を作ると硬くなりがちです。</p> <p>ただですね、やはりこれは個々具体のケースを掲げる条例ではなくて、基本となる条例ですから、どうしてもその理念の部分を謳わなくては行けないということが出てきますので、少し難しい言葉が出てくるのはやむを得ない部分もあるのかなという気がします。</p> <p>そういう意味から言いますと、解釈、適用の上で間違いが生じないような範囲で言葉を選ぶ、なるべく柔らかい表現を選ぶという必要性が出てくると思いますし、例えば、この「市政への市民参画」は非常に行政的な上から目線の規定の仕方になっておりますので、「まちづくりへの市民参画」でも結構ですし、その「市民参画の推進」とかいう視点でも良いかと思えますし、ここは「市」もしくは「執行機関」を主語にせざるを得ない部分があって、まあ事務局もこういう構成をしてるんだと思うんですが、結局この条例が何を言おうとしているのか、何を市民に求めようとしているのか、また、何を期待してこの条例を作ろうとしているのか、そういうコンセプトの部分は、全体を見渡さないと規定の仕方も含めてですね、こういう条毎に議論をしていくのは非常に難しい面があると思いますので、どうしてもコーディネートが要るような気がしてまして、そうでないと全体の構成が見えてこないということもありますし、委員の皆さんもまたこの第何条だけ</p>

	<p>の議論をして、果たして全体の議論の中でどんな噛み合い方が出来ているんだろうかというご心配もあるだろうと思うので、なかなか難しいのかな、と個人的にはそんな想いがしております。</p> <p>最終的には、市民の皆さんが見ていただいた時に、大分市の考え方、検討委員さんの考え方、この案文として作った時の考え方が良く分かるような形のもので出来上がるのがベストですから、まあ出来るだけ柔らかい表現をしていただけると有り難いなという気はしております。</p>
委員	<p>私は、ここのところに「市政への市民参画」の「市政への」というところはもう少し考え直した方が良くて、何か言葉を考えた方が良いと思います。</p> <p>そして、その後の条文が「市は」となっているから一応少し堅苦しい言葉でもきちんと言った方が、ただ、「市民」が主語の場合は、その少し優しく分かり易い言葉を考えた方が良いけど、この条文で「市は」となっているのは、やはり堅苦しくてもこうはっきりと分かるような、一応この文で良いと私は思います。</p>
部会長	<p>はい、色んな方々からご意見が出ましたけれども、まあ大きく皆さんのご意見を整理いたしますと、少し表現を含めてですね、重い部分を再検討してはいかがなものかということになるのかなと思います、その際に、「まちづくり」という視点を盛り込むかどうかということも大きな課題であろうかと思っておりますので、その辺のご検討も事務局の方、併せてお願いをしたいと思います。</p> <p>冒頭、副部会長さんの方から「市政への市民参画」と「市民協働の推進」の項目を一つにまとめるべきだと、このご意見について、もう一度発言をお願い出来ませんか。</p>
副部会長	<p>最初の頃にですね、項目にこう分けた一番最初のたたき台が出ていましたから、その時に、その中身をわざわざ別々にして意識付けをすると、むしろ逆に市民の方が構えて来るんじゃないかと思うんで、もう一つにして「市政への市民参画」の中で「市民協働の推進」を一緒に取り込んだ方が、何となく違和感がないのかなと思ってしまして、まあこの場合では、一応案としてこう分けていただいているんですけども、「市民参画」と今度「市民協働」とでは定義がですね、非常にまた難しくなるというのがあって、「協働」という意味がどういう意味を持つのかということかなり深い議論に入っていくと思うんでですね、やはり市民が自分達から一緒になって地域で出来ることを「参加」しながら、そしてまわりと「協働」しながらやっていく、というニュアンスでこう捉えていた方が良いのかなと、これで分けるとですね、やはり何かこう、まあ私のイメージで申し訳ないんですが、「市民協働のまちづくり」は何となくアウトソーシングのような、どうしてもそこに強制というのが働いてしまうんで、分けてしまうと、「ああ、市はそういうことを求めているんだな」と解釈をする人も多分市民の中に出てくると、その辺があるから、まあ出来ればさらっといった方が私は良いのかなと思ったから、まとめて出来たらお願いしたいと思います。</p>
部会長	<p>たたき台としては、「検討項目 : 市民協働の推進」ということですね、これまた起こしておりますけれども、まあこれもですね、色々ご意見の分かれる</p>

<p>委員</p> <p>部会長</p> <p>委員</p> <p>副部会長</p>	<p>ところがあるんじゃないかと思いますが。</p> <p>「協働」を一緒にするのであれば主語の使い方に十分気をつけないと、あの今、副部会長さんがおっしゃったようなですね、誤解の生じる可能性もありますので、例えば「協働」ということであれば主語は、「市民」であったり「市と市民」と両方になったり、色々な使い方があると思うんですね、条文の規定の仕方にもよりますけれども、主語は明らかに留意しないと変わってくると思いますので、またもう一つ、私はそのどうもアウトソーシングという考え方が良く分からないんですけど、私自身は「協働」を推進するということは、住民自治の確立を究極的には目指して、その中で一つの象徴的な取り組みが「協働の推進」であるという理解をしておりますので、そのことは市の仕事をですね、住民の側に押し付けているというように捉えるベクトルは、私の中にはありません。</p> <p>ですから、「協働」そのものが、そういった誤解を生じるということであれば、やはり先程言いましたように、条例を規定する上での問題も生じてきますので、やはり「協働」という意味について、何か定義は要と思います。</p> <p>ということは、分けてということ。</p> <p>はい、分けた方が良くないかなという気がします。</p> <p>今、委員さんの方からも話があったんですけども、市の職員の皆さん、それからまあ構成する、特に何と言いますか、市民と行政と議会とか色々こうあるんですけども、その市民から見た時に色々な見方があるんだと思うんですけども、こう例を挙げて見ると、職員の皆さんはそうは思っていないけれども、「ああ、そういうイメージか」という部分が実はありまして、というのはどういうことかと、例えば合併の時にですね、自分のところはもう合併せんでいきたいということで日出町は合併しなかったんです、その結果、どういうことが起こったかというと、財源的、財政的にやはり厳しいと、だからこれからのまちづくりは皆さんでやってくださいよということで、1,000人ボランティアを招集しまして、どういうことかということ、草刈機は行政が用意しますから刈るのは皆さんで刈ってください、ということで1,000人のボランティアで草刈を始めた訳でして、これはこれで良いと思うんですが、ただ、そういうイメージの中で市民が色々な捉え方をしだしまして、だから良いも悪いもそういう捉え方をされればそうなってしまう、だからその使い方が、「協働」というのはもの凄く難しい部分があって、「別に悪くはないんだけど」という人もいるし、「いや、それは強制じゃないか」という人もいるし、「それはアウトソーシングじゃないか」という人もいる、だからもう市民が、その多種多様な意見が一杯あるもんですから、そこに敢えて行政が踏み込んで行って、こういうことなんですと言うのが、どうなのかなというのがどうしてもあるもんですから、その行政は思わないけれども市民の方から、思う人がいればそういう見方になってしまうということがやはりあるもんで、だから使い方については非常に気をつけた方が良くないかなと、まあ思うんですけど。</p>
--------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

委員	<p>いや、僕は7割の人達がそんなの思っていないと思うんで、残りの3割の人達の部分のところで色々議論すると、逆に、僕は全体が別のところに行くような気がして、僕はですよ、僕はそう捉えてならないんで、今までもその「市民協働」の中でずっとやってきた結果としてもですね、それで何かおかしかったということは、僕は感じていないもんで、それをこんな理屈でそうやられると行き詰ってしまう、だから僕は全体の枠組みがしっかりとすること、自治基本条例として、そのことが出来とけば、後はいけるような気がしてるんで、そこだけに拘ると全体がこう違った形になっていくような気がしてならないという、まあアバウト的な表現しか出来ないんですみませんが、そう思います。</p>
委員	<p>あの「住民参画」と「協働」という言葉ですね、ここでこう議論して一生懸命煮詰めて、ああでもないこうでもないと色々な、専門的に考えますけれども、住民としては、「住民参画」イコール「協働」という考えでいった方が理解し易いんじゃないかということで、これを一つにした方が、単独で動くことの方が少し難しくなるんじゃないんですか、「参画」という言葉を「協働でしましょ」ということに、イコールになる単純な考え方の方が良いと思うんですけど、「住民参画」は住民が主役で、「協働」は住民と行政が主役、まあ行政は少し退いてもらって、「住民参画」と「協働」は住民に対して住民が主役という単純な考え方の方が、一般的に理解し易いと思うんですけど。</p> <p>学術的、専門的に議論したら、とても難しくなってきますから、少し住民的な、私の単純な考え方の方が分かり易いと。</p>
委員	<p>委員さんも副部長さんも、「参画」と「協働」を同じ項目立てでどうかという結論だと思うんですけど、ただ、その委員さんも先程言いましたけれども、そうなった時に「市は」、「参画」のところで「市は」、その住民が「参画」することを阻んではいけないよ、保障しなければいけないよ、と謳った時に、「協働」というのはやはり一緒に手を取って行こうよ、となる時には「市は」とつながってくるとおかしいし、条文として分かり難いと思うんで、「協働」については、勿論この部会でも話し合っているんですけども、理念部会の方でも話し合っていて、市民、議会、行政等が対等の立場で役割分担をしていくことが、決して押し付けではないという方向性で話し合ってるので、やはりそこら辺は、市民は「参画する」、勿論「参画しなければいけない」し、市はそれを阻んではいけないので、市も皆で手を取り合って一緒に「協働」しながらまちづくりをしていかないといけないとなった時には、その立場を明確に分かり易く説明するためには、一つにされると逆に誰がどうすれば良いのかなどがごちゃ混ぜになるのではないかと、条文というのは、あくまでこれは自治基本条例なので分かり易くしないといけないという時に、分けた方が逆に分かり易いのではないかなと、そういうイメージを私は受けました。</p>
部会長	<p>はい、ということでございますが、ご発言のない方、何かありませんか。</p>
委員	<p>では、やはり「協働」の捉え方は、私も行政のアウトソーシングという、先程副部長さんがおっしゃられたことにはなりますが、ただ、日出町の例みたいな</p>

	<p>ことだとはっきり言って危ないのではないかと思う部分もあるので、そういうところには行かないような「協働」、もう本当に市民、行政、議員とかの枠組みを取っ払って、皆で何かやろうよみたいな感じの部分を作れるような条文にしたいとは思ってますけど、そこが難しいんですよね、上手く言えなくて申し訳ないんですけど、私の率直な意見、想いです。</p>
<p>委員</p>	<p>市民の人から見て、どちらが自分から本当にやろうというようになるかなと思うんですね、「参画」の方が一緒にやろうと思うのか、「協働」の方が一緒にやろうと思うのか、ということでやはりどっちなんだらうと思うと、まあ耳慣れているのは「協働」なのかなとか思うんですけど、でも、やはりその場面場面で違いますので、私もこれは二つに分けて、はっきりとした方が迷わずに良いような、分かり易いように思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、総論としては、全体のまとめとしては分けて考えた方が良いんじゃないかというご意見でございますので、「市民協働の推進」という項目の中でもう一度この議論を、その条文を当たる時にもう一度この議論をしていただいて、場合によっては前に戻るということも必要になってくるんじゃないかということで、この議論は終わらせていただきたいと思いますが、よろしいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局としましては、これはあくまでもたたき台でありますので、特にこうしななければならないというのはありませんが、ご議論をいただいておりますこの1ページ目の「市政への市民参画」という部分は、当然市政、市の行政主体として行うべきものになりますので、その中にも市民の方が可能な限り「参画」をしていただいて、ご意見をいただきたいという部分をこの1ページでは謳っております、後半の話題になりました「市民協働の推進」の部分というのは、行政、市民、ある意味議会を含め皆で手を取り合っていわゆる「まちづくり」を総体で行っていく上で、「協働」という概念を使って推進していきましようという観点で書いておりますので、一応その少し視点が違う形で二つに分けてご提示をさせていただいておりますので、まあそれが要るのか要らないのかというのは、皆様のご議論によることとはなりますが、事務局としましては、そうした考え方でたたき台を作成いたしております。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、そのことは理解した上で、先程の副部会長さんのご意見も含めて、今度「市民協働の推進」の項目を検討する際に、場合によっては前の方に戻って検討してみようかということで、まあ事務局のそうした意向というのは、皆さん分かっておると思います。</p> <p>それでは、検討項目の条文案のたたき台における第1項を中心に話が進みましたが、第2項について、ここも「市民の権利が容易に行使される」とありますが、方向付けとしてはこういう条文でよろしいですか、重ければまた少しこの中身を優しい形にということで。</p>
<p>事務局</p>	<p>申し訳ありませんが、「市民協働の推進」の部分につきましては、後程の項目自体をご議論いただく際に、また項目をまとめるまとめないも含めましてご議論</p>

	<p>をいただくということで、この検討項目 に関する条文案につきましては、今回のご議論でいきますと、「権利の尊重」など少し表現が硬いと言いますか、重い部分につきましては、もう少し分かり易い表現が出来ないかということで、事務局の方で再度、検討、作業をさせていただきたいと思っておりますので、次回改めてそのことに関する説明をさせていただければと思います。</p>
部会長	<p>はい、ではその次に「課題等について」の一番目ですが、「他都市の事例では、『青少年・子ども』の参画を規定しているものがあるが、どうするか」ということで、ここでは謳い込んではいないんですけれども、「市民」という定義の中に入れて、まあ暗黙の了解事項とするのかどうかというようなことですが、この辺のご意見を少しいただけないか。</p>
委員	<p>やはり、青少年、子どもというのは、子どもは大事な大切なものですから、当然、これは含めるべきだと個人的には思っております。</p>
部会長	<p>はい、どうぞ、ご自由にどうぞ。</p>
委員	<p>では、「『市民総参加の原則』について」というところで、理念部会です、ね、「性別、年齢を問わず、全ての市民がまちづくりに参加する」というところがありますので、ここに含まれているのではないかと考えています。</p>
委員	<p>私も今のところ青少年、子どもも含まれると思っていまして、「地域づくり」、「まちづくり」というのに青少年、子どもを抜きにやってもなかなか出来ないものですから、だからこれは多分含まれているで良いと思います。</p>
部会長	<p>はい、大体そういうご理解でよろしいですかね</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>では、ここのところはそういう理解でいくということにいたしまして、最後に、その語尾の表現のところですが、これは全体を見た時にということで、次に参ります。</p> <p>それでは、次の検討項目として、「附属機関等（審議会等）について」、事務局の説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>はい、配布（参考）資料 の2ページ目にはなりますが、「検討項目 ：附属機関等（審議会等）について」という検討項目でございまして、条文案のたたき台としましては「附属機関等」としまして、「第 条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会などを設置するものとする。」、「2 市は、附属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。」、「3 市は、附属機関等の会議の公開に関することは、別の定めるものとする。」といたしております。</p>

	<p>「考え方等」につきまして、私は特段拘りはありませんが、地方自治法での表記の基づき、「付属」を「附属」と表記させていただいております。第1項につきましては、法的に設置する「附属機関」のほか、市政運営に対する意見交換、聴取等を行うために懇話会などを必要に応じて設置することを市の訓示的な義務といたしております。第2項につきましては、附属機関等の委員は、専門的な知識等を有している人を選任することはもちろんですが、市政への市民参画の権利を保障する観点から、公募等により市民の幅広い層からも選任することを規定いたしております。ただし、法的に委員の構成が定められている場合や、高度な専門性を対象とする場合など、設置された附属機関等の性質によっては公募になじまないことが考えられるため、市の努力義務ということで、規定をさせていただいております。第3項につきましては、「附属機関等」の会議の公開につきましては、別の定めによることを市の訓示的な義務といたしたところであります。参考とした条例につきましては、熊本市自治基本条例の第19条、「審議会等」という項目を参考とさせていただいております。</p> <p>「部会での意見等」でございますが、この検討項目に対しましては、「審議会等の公開について、原則的な位置づけをする必要がある。」というご意見をいただいております。したがって、資料では赤字で表記をさせていただいております。若干見難いかもしれませんが、このご意見に対応する部分としまして、「条文案」や「考え方等について」ではピンク色のマーカーを付けている部分が、このご意見が反映されているということで事務局としましては捉えているところでございます。</p> <p>最後に、「課題等について」につきましては、また他都市の事例ではございますが、上越市では「男女の構成比への配慮を謳ったものがあるが、どうするか」ということで、ご意見をいただければと思っております。後は、また、語尾の表現となりますことから、これはまた別の機会でご議論をいただきたいと思いません。以上でございます。</p>
部会長	はい、ありがとうございました。
	<p>「附属機関等について」ということでありますが、まあ法律に合わせた難しい字を使ったということが一つありましたけれども、第1項、第2項、第3項と条文が予定をされておりました、どうぞ、ご意見をいただきたいと思いません。</p>
副部会長	ありません。
部会長	何かありませんか、よろしいですか。
各委員	はい。
部会長	何もないと、事務局がっかりしますんで。
副部会長	<p>「公開に関することは、別の定め」ということで、ここはまた議論すれば良い話であって、これは良いんじゃないですか、これはあくまで執行機関の部分ですから、先程の「市民参画」というのは、これは市民のことなんで全然違いますん</p>

	で問題ありません。
部会長	他に何かありませんか。
委員	最近、あの審議会に出ると、あの公開についてのことですね、何か人数が、公開する時の人数が10人以下とか、一斉にホームページで公開するだとか、そういうのをこの前の審議会でありましたので。
委員	それは、人事課が定めた規程だと思うけど、もう施行しているかと。
事務局	はい、附属機関につきましては、施行しております。
部会長	では、よろしいですか。
委員	すみません、この「懇話会など」というのは、大分市全体の協議会みたいなものを作るということですか。
事務局	はい、全体の協議会ということではありませんが、色々な会というイメージにはなると思っております。
委員	全体的な、その地域で、それぞれまちづくりをしているところのリーダーが集まって、そして、その何か運営をしていくとか、情報を流すとかの色々な分と、それから一般市民が参加するとか、今まであるような審議会の意味ですか。
事務局	はい、ここの部分はそういった既存の会議の部分もございますし、また、必要に応じて任意の会議を作るという流れにもなろうかと思っておりますので、委員さんがおっしゃる、地域のことは地域でというまちづくりみたいな組織を新たにきちんと作っていくということではなく、色々な市政に関わる会議についての規定という部分で捉えていただきたいと思います。
委員	下の「課題等について」のところで書いてあります男女比の件ですけれども、あの男女共同参画が謳われ始めた頃、審議会の女性委員の登用について30%を目標にするとか、最初の頃はあったんですけども、最近あんまり耳にしないんですが、大分市の場合はその中に何%とかを謳ってあるんですか。
事務局	はい、大分市でもそういった目標値につきましてはきちんと定めておりまして、敢えて事務局としましては、ある意味、現在のところ実務としては動いておりますし、市としましては努力をさせていただいておりますので、男女共同というのが叫ばれていた頃でありますと、多分きちんと謳い込むことは馴染むのではないかと思っておりますが、今、ある程度のこういう考え方が市におきましても定着していると思っておりますし、また、市民の団体の方でも女性の方というのは積極的に入っているような流れがあるのではないか思っておりますので、そうなりますと敢えて実務として対応している状況で、アピール度と言いますと語弊がある

	<p>かもしれませんが、自治基本条例で謳うというよりかは、あくまでも個別の計画に沿ってきちんと対応していくという今の流れでよろしければ、自治基本条例という基本のルールにおいて謳う必要はないのではないかと、私担当としては思いましたので、申し訳ありませんがたたき台としては規定いたしておりません。</p> <p>ただし、上越市の事例では謳うことができきちんとそういったこと打ち出したのではないかと考えられますので、そうしたきちんと謳い込むというのも一つの考え方ではあるかと思しますので、そうしたことも踏まえましてご議論いただければと思います。</p>
事務局	<p>因みに、今申し上げました取り組みの根拠といたしましては、「男女共同参画推進条例」というのがございまして、その中では具体的な数字は表記しておりませんが、きちんと男女比率については考えるように、かけ離れないような形で行きましょう、ということは謳っております。</p>
部会長	<p>まあ、他のところできちんと保障されているということで、よろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>この「検討項目」については、たたき台のとおりということで、先に参りたいと思います。</p> <p>では、「検討項目：住民の意思の表明(パブリックコメント)」ということで、事務局、よろしくどうぞ。</p>
事務局	<p>はい、それでは配布(参考)資料の3ページ目、「検討項目：住民の意思の表明(パブリックコメント)」についてでございますが、条文案のたたき台としましては、「パブリックコメント」としまして、「第 条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めなければならない。」、「2 市は、前項の規定に基づき市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。」といたしております。</p> <p>「考え方等」につきまして、第1項につきましては、市政運営における重要な政策や計画等の策定に際して、パブリックコメントの実施を市の強い義務と規定いたしております。第2項につきましては、パブリックコメントの手続きにより提出された意見について、意思決定の際に考慮することやその意見に対する市の考え方を公表することを市の強い義務と規定いたしております。なお、パブリックコメントの一連の手続きについては、「大分市市民意見公募手続実施要綱」ということで広聴広報課の要綱にて実施をしているところでございます。参考とした条例につきましては、上越市自治基本条例の第22条、「パブリックコメント」という項目を参考とさせていただいております。</p> <p>また、「部会での意見等」につきましては、「現在も既に取り組んでいるが、表明された意思にどう取り組んでいくのかということが、条例の中にどのように活かされるかが課題である。」というご意見をいただいておりますので、ピンク色のマーカーをつけている部分にはなりますが、条文としましては「市民から出さ</p>

	<p>れた意見を考慮して意思決定を行う」という表記が、ご意見が反映されている部分として事務局は捉えておるところでございます。</p> <p>最後に、「課題等について」でございますが、第2項につきまして、課題と言いますか、担当の私の個人的な意見になるかもしれませんが、「市民から提出された意見を考慮」と規定をさせていただいておりますが、「考慮」と「尊重」、先程のご議論ではございませんが、こういった表現が相応しいのかご議論をいただければと思っております。この項目につきましては、以上でございます。</p>
部会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>私どもの意見を採択して作られておるようでございますが、どうぞ、ご意見をお出しく下さい。</p>
委員	<p>パブリックコメントの条文としては良いんですけど、この自治基本条例が出来上がる時に、一般にパブリックコメントを求めますよね、その時に市民の方にどうお知らせをしながらするかという、まあ一つの例として、支所に自治委員さんなどを中心に集まってもらって、そこで市議と市とこの検討委員の誰かが行ってこの説明をして、その後でパブリックコメントを、急にパブリックコメントをお願いしましても余程関心のある方でないといけないと思うんで、1回目はですね、後はもう徐々に皆さんの家に自治基本条例が浸透していった場合はよろしいんですけど、この条例が出来上がるまで、だから、条文はこれで凄く良いと思うんですよ、でも第1回目のパブリックコメントは何か市としてどのように考えていらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>はい、一般的にはまず市報に載せます、こういうご意見を求めていますということ、そして、素案の体系は今こういう形になっております、具体的な条文案とそれに対する考え方等につきましては、ホームページに載っておりますし、各支所とか出張所、各公民館等にも置いております、ということをお知らせするのが一般的だと思います。</p> <p>ただ、これを各市民に全部行き渡るような形にですね、説明をするということになりますと、もう膨大な時間と労力を要するというので、過去にそうした事例もございませんし、全国の各都市でそういう形で対応しているという事例はないと思います。</p> <p>ですから、どの程度、市民の方に分かるように広報するのかということは今後の課題になりますけれども、自治委員さんにこういう形で行っていますとお知らせするという事は、重要なことかもしれませんが、自治委員さんを通じて全市民の方に説明会を開くというのは、現実的には困難だと思っております。</p>
部会長	<p>委員さんのご意見は、この自治基本条例を作る時の市民への周知とか市民意見聴取の手法についてであったかと思っておりますので、これはこの前から市民懇談会みたいなのがあるという、そのことについても説明してください。</p>
事務局	<p>はい、一応まだ事務局における案の段階ではありますが、皆さんにご検討いただきまして素案が一通り揃った段階で、市民意見交換会を、本庁、各支所単位で</p>

	<p>ですね、検討委員の皆さんに出向いていただきまして、市民向けに説明をしていただくということを予定させていただいております。</p> <p>その市民意見交換会に何名の市民の方が来られるかというのは分かりませんが、広く募集しまして、素案の考え方などを説明していただき、その上でパブリックコメントを実施する、という流れで考えております。</p>
部会長	委員さん、よろしいですか。
委員	はい。
部会長	では、私から、第1項の中に「重要な政策等の策定」とあるけど、重要とか重要ではないとかは、どこで判断するのか。
事務局	<p>はい、基本的には行政で判断をさせていただきますが、「大分市市民意見公募手続実施要綱」の第3条に、「市の基本構想、総合計画その他各行政分野における政策の基本的な方針又は計画の策定又は重要な改訂」、そして「市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例」については、当然、パブリックコメントを実施する対象といたしております、まあ一般的に条例とか総合計画とか基本計画、こういう部類のものにつきましては殆ど全てパブリックコメントを実施することにしております。</p> <p>ただ、内部的な指針にはなりませんので、これは是非市民と密接な関係があるということであればパブリックコメントを実施いたしますし、そこまでなくても良いのではと判断した場合は、パブリックコメントを実施していないというのが現実であります。</p>
部会長	まあ、そうした要綱があるということで。
事務局	はい、そうです。
委員	<p>少し意見なんですけど、条文がどうのこうのではないんですが、まあ行政、私も行政に居るんですけど、行政がこのパブリックコメントというのを往々にしてアリバイに使うんですよ、計画を作ったりした時なんですけど、一応市民の意見を聴きました、その一つの証としてパブリックコメントをやりました、ところがその公表を受けた市民の側からしたらですね、内容が全く分からない、専門用語が並んでそれをどう自分達で解釈して評価したら良いのか、それがもう全く分からないんです、委員さんもおっしゃったように、その問題が一つあるんですけど、基本的にはこの規定は要ると思っておりますが、どうしてもその問題は解消されないと思うんです、まあそのためにも市議会があつてですね、議員さん方が執行部の考え方を質す訳なんですけど、まあそういう場合はちゃんと保障されているんですけど、一般の市民の方からすると市政に対する意見の表意の仕方としては、パブリックコメントというのはあんまり良いツールじゃないんじゃないかという気が個人的にはするんですけど、だから、まあ、あくまでこの運用の問題、姿勢に関わってくると思うんですけど、運用する側なんです、そういう危険性はあ</p>

<p>部会長</p>	<p>るんですが、規定上はやはりこういう形にならざるを得ないと思うんですよ。</p> <p>まあ、往々にしてですね、あの私の経験からもパブリックコメントを求めた際に、賛成をいただける方はあまり言ってきませんので、だからこれは大変悩ましいことなんですけど、しかし、そういう反対の立場に立ちながら、貴重な意見を寄せていただくということを、やはり汲み取ることが行政の非常に大事な仕事になると思うんですね、だから、当然これはそういう意味合いではきちんと説明しないといけないと思いますね。</p> <p>他に、ご意見はございませんが。</p>
<p>副部会長</p>	<p>まあ「住民の意思の表明」ということで、パブリックコメントというのをしているんですが、その意思の表明の、パブリックコメントというのはただの一つであって、まあ色んなその機会がないと本来はおかしい訳でして、ありとあらゆる手段を使って、やはり市民に情報公開をしながら分かり易く説明をしていく、その一翼を担うのが議会であって、身内の話で申し訳ないんですが、今、自分達も一生懸命頑張っているところでありまして、要は先程言いましたように、意思の表明の部分としての意見効力ということですね、例えば例として、複合文化交流施設のことでパブリックコメントをしたんですが、その時に市民ホールの件でかなり意見が集中したということもありましたが、意見が多い少ないでその尊重効力ということが良いのかどうなのかという問題もあって、ほんの一部の人達の意見であって、市民全体の意見でも何でもなし訳でして、だから、余程気をつけていないと、先程もありましたようにアライバイ作りで終わってしまう可能性があるんで、やはりパブリックコメントだけで良いのかなと思ったもんですから、その「住民の意思の表明」の機会をどういうふうに作っていくのかということ、もう少し突っ込んで課題としてですね、今日じゃなくても良いんですけど、何か良い方法があれば、他都市の状況なんかですね、何かこう見るとパブリックコメントだけという位置付けになってしまう可能性もあるもんで、良い方法があれば検討していただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>関連で、良いですか。</p> <p>僕も同じような意見ですけど、まあ率直にこれ「意見を求めなければならない」と、こんな仕事を条文毎にやっていたら本当に労力が相当掛かる訳で、説明も含めて、それに人が足らなくなってまた税金を取って職員を増やさないとということはないと思いますが、一番大事なのはやはり客観的な正しい意見というのをどう組み入れるのか、それが少数であっても正しいという部分をきちんと受け止める、まあケースによっては反対のところの正しい意見もあるだろうし、色々あると思う、ただ、それをどう汲み取るのかということに凄く重点を置かないと、この「意見を求めなければならない」よりも「意見を求めるよう努めなければならない」の方が良いと僕は思ったりしましたので、ただ、まあ実効性の部分での手段、運用、その辺をやはりきちんとしないといけないんじゃないんですか、ということだけは言っておきたいなと、指摘じゃないけど意見として申させていただきました。</p>

部会長	<p>はい、一つはパブリックコメントという言葉だけで抜き出しておるが、これで良いかと、この辺皆さん、ご意見はどうか。</p> <p>無ければ、そういうことでご理解をいただいたということで良いですか。</p>
委員	<p>パブリックコメントですが、政策等の策定に当たってはパブリックコメント以外に意見の募集の仕方がないのかなという気がするんですよ、それが施行されて、それに関してどう思いますかという段階になったら、色んなその意見箱とかですね、市民からのアクセスの仕方もあるんですが、まだ施行されていないものに関してどう思いますかとなったら、一般市民としてはそれがどういう形で自分達に反映されてくるのか、実感として分からないので、こういうものをしますからこういう内容ですよ、それに対して意見をお願いしますと言われた時は、もう本当に手順を踏まれたパブリックコメントでしか意見が言えないのかなと、ただ、それに関しても自治基本条例とは変わりようがないことではあるけれど、それに沿っての施策に関して何か意見がということであれば、そのパブリックコメント以外にも色んな形で市に対してアクセスの仕方があるのかなと思うので、ここでの自治基本条例に関しての意思の表明、策定に当たってはということに関しては、パブリックコメント以外に書きようがないのかなと、ふと思いました。</p>
部会長	<p>はい、というご意見でございますが、事務局、何かコメントないですか。</p>
事務局	<p>はい、現時点ではパブリックコメントということでこちらに記しておりますけれども、市の中では色々な意見、提言をいただく制度がございまして、例えば、「市民政策提言」とかですね、まあ意見を箱の中に入れて貰う制度とか、意見交換会を行ったりとか、当然シンポジウムを行ったりとかですね、「おでかけ市長室」で市民との対話というのも行っておりまして、多種多様なご意見をいただくという形をいたしております、今回新たにホームページのリニューアルということで、ホームページにアクセスしてそこで即その件についてですね、見る方がご意見、ご提言がしたいと思えば、すぐにそこでメールでですね、やり取りが出来ると、そして、そのメールで出した分が担当課にすぐ届いて、それに対して広聴広報課がしっかりとその意見に対して市の意見を返したかどうか確認する、そうした制度を今回、取り入れております。</p> <p>ですから、こうした多種多様なご意見を伺う制度を、条文の中に何らかの形で謳い込む必要があるのかどうかということですね、そういう意味合いでのご議論を少しいただきたいと、まあ殆どの自治体ではそこまで入れていない、内部の運用でしていることをご認識いただいた上で、特にやはりパブリックコメント制度は重要ですよという形で自治基本条例に条文として規定している、こういう形が殆どだと思います。</p>
委員	<p>私は、このパブリックコメントというのは項目として重要と思っております、これが「市民参画」の第一歩だと、門戸が開かれた、その実績がどうか結果がどうか色々なことを言う前に、こういうパブリックコメントという皆さんが意見を言える、門戸が開かれたところがあるという意味からも、このパブリックコメント、実際にはそんなに役に立たないかもしれないけど、こう一般市民の</p>

	中にインパクトがどんどんと出来て、ああパブリックコメントというのがあるんだなというような、何かそういうのが必要じゃないかと思うんで、まあ実際はどういう結果が出て来るのか分かりませんけど。
部会長	はい、その必要性については、もう皆さん共通認識があるかと思しますので、まあその他、色々な市民意見の聴取の方法というものが、このパブリックコメントというもので良いのかどうなのかということになってくる訳で、その辺について、事務局としては色々な案をここに持って来る訳にはいかんでしょ。
委員	<p>先程、事務局が説明したように、要するにこの自治基本条例の中に入れるのであれば、政策に対しての部分だけで良いと思うんですね、基本的に重要な政策とが計画ということで、例えば、計画を作る時には策定審議会みたいなのを、もちろん公募を含めてですね、委員さんに策定に当たっていただく、そうした手続きを、法令上もございますし、先程の附属機関じゃないですけど、そういう設置の仕方にも出来ますので、まあそういう担保が一つされていると、そして、出来上がる前にもう一回政策的な、重要な政策の部分に関わるので、市民の皆さんにご意見をいただく機会が担保されていますよ、というのがこの条文だと思うんです。</p> <p>ただ、それ以上の、まあ日頃の市政に対する不満であるとか、色んな意見は吸い上げるべきであるということは、わざわざ謳わなくてもそれは当たり前な話なんで、まあそこまでの規定は要らないんじゃないかと、私は個人的にそう思っています。</p>
副部会長	要は、ここに行き着くまでのプロセスが大事ですよということを、あの行政もそこをどういう表現が、まあ出来るか出来ないかは別にして、要は、プロセスを今言っているんだと、そこが大事だということ、あらゆる手段を使ってやっぱり市民に講じていくということだと思っています。
部会長	まあ、そういう意向が反映出来るかどうか、事務局、検討をしてください。
事務局	はい、検討させていただきます。
部会長	それでは先程、委員さんから出ました、「意見を求めなければならない」ということについての、この考え方についてはどうでしょうか、条文案の第1項、「広く市民の意見を求めなければならない」というところですが。
副部会長	ここは、後の全体で議論する部分になったのではないかと、どう規定をしていくのか、弱い規定にするのか、努力規定にするのかとか。
委員	ここは、語尾の「です、ます調」の話とは少し意味が違うんで、「求めなければならない」であれば、それはしなければならんという話になりますから、そのことを全体会、全体を、自治基本条例として効果のあるものにするとした時の部分として、どう客観的なご意見を上手く汲み取れるかということが一番大事なところですので、その何でもかんでもという話じゃなくてね、良いものをどう汲

	<p>み取るかという、その運用の部分がしっかりとしとけば、そこをしとかないといけないんじゃないですか、だからここはあんまり「求めなければならない」でなくても、「努めなければならない」でも良いかと私は、まあ総枠、労力がもの凄く掛かるところなんで、あんまり縛ってもと思うのが私の考えなんですけど。</p>
部会長	<p>まあ「広く市民の意見の聴取に努めなければならない」とかいうことで、どうでしょうか。</p>
副部会長	<p>議会基本条例を作る時ですね、結構「努めなければならない」という表現を使っています、そうするともう市民意見交換会に出て行くと、これもう作る必要が無いんじゃないか、という意見がすぐ出て来るんで、それであれば何のための条例かと、貴方達がすることを前提としているのであれば「努める」とかいう表現は要らんんじゃないか、「する」ということで良いんじゃないかと、開口一番すぐ返って来ましたので、要は、こういうことをするんであればしっかりとやるならやる、やらないならやらない、とはっきりした形を作っていくというのが一番良いのかなと思います。</p>
部会長	<p>はい、両論併記ということは出来ませんが、どうでしょう。</p>
委員	<p>否定している訳じゃないんで、ただ、やはり逆にフィルターだって掛けておかないと、何でもかんでも言われたやつを全部対応するのはどうかと。</p>
副部会長	<p>いや、何でもかんでもという意味じゃないけど。</p>
委員	<p>僕としては、重要な政策というのが年間1本位なら良いけど、場合によっては年間6本、7本とかあった時に、これ全部投げかけて、全部拾っていったら相当な労力が出て来るような、もう作ることよりもそっちの方に主眼がいつてしまって、なかなか本来進めなきゃいけない部分も遅れてしまうんじゃないかなと、なので後ろに向く話ではなくて、積極的に通るんだということはあるんですけど、こう条文でばちっと埋められたら、あんたら「求めなければならない」と書いてるじゃないですかと言われると、少し厳しいかと。</p>
委員	<p>事務局、今のところ実際に年間何本ぐらいあるかな。</p>
事務局	<p>年間数本だとは思いますが。</p>
副部会長	<p>そんな多くはないかと、現実には。</p>
事務局	<p>現実的には、先程も申し上げました要綱においてこういう形で実施するということが決まっておりますので、確かに多い時と少ない時で差がありますけれども、大体、年間数本程度だと思います。</p>
副部会長	<p>法に基づいた分は、問題ないな。</p>

事務局	<p>はい、法に基づいた部分につきましては、きちんとその手続きに則ってやりま すし、内部的な計画とかですね、そういうものにつきましてはこの要綱に基づい てご意見を伺っていくことにいたしております。</p>
部会長	<p>まあ、これは市民の側ではなくて、行政側の義務なんで、そのために職員を増 やすとなったら困るよと、まあそういうようなご意見がそこに叱っておるとい うことをきちんと理解をしておいてください。</p> <p>では、そろそろ時間となりましたので、一旦、事務局に戻します。</p> <p>大変熱心なご討議をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>では、次回以降のことにつきまして、事務局から説明がありますので、よろし くお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは、皆様お疲れ様でした。</p> <p>本日の部会でのご議論の確認にはなりますが、本日は三つの項目に関する条文 案につきまして、ご議論をいただきました。</p> <p>最初の「市政への市民参画」につきましては、表現をもう少し柔らかく分かり 易いようにというご意見がございましたので、事務局におきまして再度検討いた したものをご提示させていただきたいと思っております。次の「附属機関等」に つきましては、本日のところは一先ず現在の案のままということで、最後に、先 程ご議論をいただきました「パブリックコメント」につきましては、あらゆる手 段と言いますか、パブリックコメントだけに限定せず、他の部分も含めまして検 討する余地があるのではないかとご意見がございましたので、事務局としま しても検討させていただきたいと思っております。</p> <p>また、次回の部会につきましては、基本的には引続き「検討項目：住民投票」 からご議論をさせていただきたいと思っておりますが、前段としまして、「市政への市 民参画」と「パブリックコメント」における修正等につきまして、ご確認をいた ただければと思っております。</p> <p>次に、事務局からの確認事項とはなりますが、来週開催されます第11回の全 体会への議題についてであります。差し出がましいとは存じますが、事務局とい たしましては、「協働」の「責務を負わせるものではない」ということについ て、きちんと定義付けしてもらおうよう理念部会にお願いする、条文案における 語尾（語調）の表現について、一般的な条文形式とするのか、または「です、ま ず調」とするのか、検討委員全員の中で、ある程度の統一を図っておいた方が良 いのでは、以上の二点につきまして、全体会への議題として上げさせていただ ければと思っておりますが、よろしいでしょうか。他に議題がございましたら、今、 いただけたらと思います。</p>
部会長	<p>皆さん、よろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>では、最後に、次回の日程といたしまして、今回は、4月19日月曜日の10：</p>

各委員	00からということよろしいでしょうか。
事務局	はい。 それでは、ありがとうございました。 以上で本日の部会を終了させていただきます。ご議論お疲れ様でした。 次回もよろしくお願いいたします。